

千葉県消費生活審議会運営要領 新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
<p>千葉県消費生活審議会運営要領</p> <p>第1 趣旨 この要領は、千葉県消費生活条例施行規則（平成18年7月1日施行）第23条に基づき千葉県消費生活審議会（部会を含む）の運営その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 会議及び議事録について 1 千葉県消費生活審議会においては、審議の透明性の向上を図る観点から、会議は原則として公開とし、議事録を公表するものとする。 2 会長が必要と認めるときは、会議を非公開とするものとする。この場合において、非公開理由を明らかにし、議事録に代えて議事要旨を公表するものとする。</p> <p>第3 議事録の確定 議事録においては、発言者を特定しないこととし、会長の承認を受けるものとする。</p> <p>第4 会議の傍聴 傍聴者は、別に定める傍聴要領を遵守するものとする。</p> <p>この取り扱いは、平成12年9月4日から実施する。 この取り扱いは、平成18年7月1日から実施する。</p>	<p>千葉県消費生活審議会運営要領</p> <p>第1 趣旨 この要領は、千葉県消費生活条例施行規則（平成18年7月1日施行）<u>第27条</u>に基づき千葉県消費生活審議会（部会を含む）の運営その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 会議及び議事録について 1 千葉県消費生活審議会においては、審議の透明性の向上を図る観点から、会議は原則として公開とし、議事録を公表するものとする。 2 <u>会長（部会長）</u>が必要と認めるときは、会議を非公開とするものとする。この場合において、非公開理由を明らかにし、議事録に代えて議事要旨を公表するものとする。</p> <p>第3 議事録の確定 議事録においては、<u>会議出席者の確認を経た後</u>、<u>会長（部会長）</u>の承認を受けるものとする。</p> <p>第4 会議の傍聴 傍聴者は、別に定める傍聴要領を遵守するものとする。</p> <p>この取り扱いは、平成12年9月4日から実施する。 この取り扱いは、平成18年7月1日から実施する。 <u>この取り扱いは、平成27年2月19日から実施する。</u></p>